

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回枚方市青少年問題協議会	
開催日時	令和4年6月28日	開始時刻 10時00分 終了時刻 11時32分
開催場所	第3分館 3階 第3会議室	
出席者	会長：飯田委員 委員：荒委員、池田委員、川元委員、栗村委員 野澤委員、長谷川委員、平井委員、平岡委員 山中委員、山本委員、渡辺委員	
欠席者	花房委員	
案 件 名	【案件】 (1) (仮称) 第3次枚方市ども・若者育成計画の骨子案について (2) ひきこもり・不登校に関するアンケート調査について	
提出された資料等の名称	資料1 「(仮称) 第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定と骨子案について 資料2 「(仮称) 第3次子ども・若者育成計画～ひきこもり等の子ども・若者の自立に向けて～」骨子案 資料3 ひきこもり・不登校に関するアンケートの実施について 資料4 ひきこもり・不登校に関するアンケート 参考資料1 枚方市青少年問題協議会 委員名簿 参考資料2 「(仮称) 第3次子ども・若者育成計画」策定に向けてのスケジュール 参考資料3 ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを利用されている方へのアンケート調査	
決 定 事 項	1. (仮称) 第3次枚方市ども・若者育成計画の骨子案について説明を受け、委員から出された意見を踏まえ、引き続き計画の策定に向け事務を進めることを確認した。 2. ひきこもり・不登校に関するアンケート調査について説明を受け、委員から出された意見を踏まえ、アンケート調査を実施することを確認した。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課
審 議 内 容	
(事務局)	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第1回枚方市青少年問題協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本協議会に御出席いただき、御礼申し上げます。</p> <p>本協議会の会長が決まるまでの間、司会進行をさせていただきます、子ども青少年政策課長の小篠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着席させていただきます。</p> <p>まず、本日の出席委員は12名で、枚方市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定に基づき、本協議会が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>なお、第1回の協議会におきましては、会議の公開・非公開が決定されるまでの間は、枚方市審議会の会議の公開等に関する規定第3条第4項の規定によりまして、公開とさせていただきます。御了承のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日、まだ傍聴者はいらっしゃいません。</p> <p>また、後ほど会議録の取扱いについて御審議いただきますが、記載内容の正確性を期すため、補助的に会議内容を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、「(仮称)第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定について諮問させていただき、御審議いただく予定としてございます。</p> <p>会議に先立ちまして、伏見枚方市長より、御挨拶申し上げます。</p>
伏見市長	<p>皆様、おはようございます。枚方市長の伏見隆でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、平素より、本市行政の推進に当たりまして、格別の御支援、御協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。</p> <p>この青少年問題協議会におきましては、これまで青少年の健全育成に係る施策をはじめ、現行の枚方市子ども・若者育成計画の改善</p>

	<p>に当たっても、熱心に御審議をいただきますとともに、以後も毎年計画の進捗状況について、各委員の専門的な分野から、様々な御意見をいただいているところでございます。</p> <p>御承知のとおり、本市におきましては、枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議や、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターを設置するとともに、枚方市子ども・若者育成計画に基づいて、ひきこもりや不登校の子ども・若者を早い段階で、相談につなげ、自立に至るまで一貫して支援することを目指して、施策の推進を図ってまいりました。若者を取り巻く社会環境が目まぐるしく変化する中において、青少年に関する相談件数は増えてきております。</p> <p>また、コロナ禍においても、オンラインを用いての相談に取りかかるなど、様々な居場所づくりなど取組を進めているところでございますが、まだまだ相談機関や支援につながっていない子どもたち、また若者、そしてその家族等、たくさんおられるものと認識するところでございます。そのような中、計画期間の最終年度に当たる今年度におきまして、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、後継計画の策定について諮問させていただくものでございます。</p> <p>委員の皆様には、引き続き、本市の青少年施策の推進にお力添えいただきますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>(事務局)</p> <p>続きまして、本協議会の委員の皆様を御紹介させていただきます。</p> <p>お手元の参考資料1、枚方市青少年問題協議会委員名簿をご覧ください。名簿の順に御紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>(事務局)</p> <p>続きまして、お手元の次第に沿いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>初めに、次第の1「会長及び副会長の互選」についてでございます。</p> <p>枚方市青少年問題協議会条例の第4条第2項におきまして、会長、副会長は、委員の互選によって定めることを規定しておりますが、皆様から御意見ございませんでしょうか。</p>
--	--

川元委員	大学の先生がよいのではないのでしょうか。
(事務局)	今、大学の先生がいいのではないかというお声をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。
委員	(異議なし)
(事務局)	ありがとうございます。 それでは、大阪国際大学人間科学部講師の飯田委員に会長をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。
委員	(異議なし)
(事務局)	ありがとうございます。 それでは、本協議会の会長には飯田委員が選出されました。 飯田会長、前方の会長席にお移り願います。 それでは、ここからの進行は、会長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。
飯田会長	はい、ありがとうございます。 大阪国際大学の飯田と申します。よろしくをお願いいたします。 では続きまして、副会長の互選を行いたいと思います。 副会長については、枚方市青少年問題協議会条例第4条2項ただし書きによりまして、会長から指名させていただいてもよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
飯田会長	ありがとうございます。 前回まで、枚方・交野地区保護司会から選出されていた委員の方が副会長を務めておられたと伺っております。私といたしましては、これまで同様、枚方・交野地区保護司会から選出して来ていただいております、渡辺委員に副会長をお願いしてはどうかと思っております。委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。
委員	(異議なし)

<p>飯田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、副会長には渡辺委員が選出されました。</p> <p>渡辺副会長、前方の副会長席に御移動お願いしてもよろしいでしょうか。</p> <p>では、皆さん、改めまして、会長に選出いただきました飯田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>私自身、公認心理師、臨床心理士という立場でスクールカウンセラーや行政の心理士として、十七、八年臨床してまいりました。その中でたくさんのひきこもりの方、不登校の方への直接の御支援や、保護者の御支援もしてきたのですが、そういう経験が少しでも何かお役に立てばと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>渡辺副会長とともに、一緒に連携をさせていただきながら、枚方市青少年問題協議会の運営を円滑に進めたいと思いますので、皆様、活発な御意見、よろしくお願いいたします。</p> <p>では続きまして、「（仮称）第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定に関する諮問につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
<p>（事務局）</p>	<p>それでは、「（仮称）第3次枚方市子ども・若者育成計画」の策定につきまして、伏見枚方市長より、枚方市青少年問題協議会飯田会長に対しまして、諮問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>伏見市長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>伏見市長</p>	<p>[諮問式]</p> <p>（諮問書の読み上げ、手渡し）</p>
<p>（事務局）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、大変恐縮ではございますが、伏見市長は次の公務が入ってございますので、ここで失礼させていただくことをお詫び申し上げます。</p>
<p>伏見市長</p>	<p>すみません、皆さん、よろしくお願いいたします。</p>
<p>（事務局）</p>	<p>恐れ入りますが、ここで事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>（事務局職員紹介）</p>

飯田会長	<p>では、本日は11時半を終了のめどに会議を進めてまいりたいと思います。</p>
(事務局)	<p>次第の3の「会議の運営」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>会議の運営について、御説明させていただきます。</p> <p>まず、会議の公開についてですが、本協議会の内容につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づきまして、公開とさせていただきます。これまでどおりの事務手続により、傍聴を可とさせていただきますと思います。</p> <p>次に、会議録につきましても、これまでと同様に、委員の個人名と発言内容を事務局で記載いたしまして、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で、確定させていただきますと考えております。</p> <p>作成した会議録につきましては、枚方市のホームページや情報公開コーナーで、後日公表させていただきますので、何とぞよろしくご願いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
飯田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>会議の公開及び会議録の公表につきまして、事務局に御説明いただいたとお取り扱いということで、御異議は何かございませんでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
飯田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本協議会における会議の公開及び会議録の公表につきましては、今説明がありましたように取り扱うこととさせていただきますと思います。</p> <p>では、本日の案件(1)「(仮称)第3次枚方市子ども・若者育成計画の骨子案」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(配布資料確認)</p> <p>(資料1及び2に基づき説明)</p>
飯田会長	<p>ただいま、事務局から案件(1)について説明をしていただきました。</p>

	<p>本協議会では、枚方市の子ども・若者育成計画の支援、審議を行うということが目的になりますので、今お示しいただきました資料1、2について、御意見や御質問がございましたら、ぜひお願いしたいと存じます。</p> <p>また、この部分はこの形でよいと思うというような御意見であっても、それが貴重な御意見になりますので、いろいろな御意見をいただけたらと思います。</p> <p>これはどういうことだろうかということでも結構ですし、この点について、こういう視点もあるといいのではないかということでも結構なのですけれども、何か御意見はございますでしょうか。ぜひ御遠慮なく、おっしゃっていただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>まず、計画の対象として、義務教育終了後、15歳から30歳代ぐらいまでとその家族を対象としますとあるのですが、15歳からという理由は、各学校でひきこもりの未然防止としての取組を行っているから15歳までとなっているのか、国が定めている基準、定義によって15歳から30歳までとなっているのか、どういった理由があるのでしょうか。</p> <p>ここに、不登校状態の子どもについて、その子どもと若者、不登校状態の子どもとその家族も対象に当たっていると思うのですけれども、小学校から不登校状態の子は、割といると思うので、学校での対策、心の教室などを行っているから、小学校、中学校以降の子を対象にしているのか、なぜかなというのと思いました。義務教育終了後であったら、各高校、公立とか私立とかいろいろありまして、そこで市としては対策を取っていないからサポートするというふうにも取れるかなと思います。知っている人でも、小学生や中学生の子で、不登校状態の子が結構いるので、そこもフォローしてほしいなというのがあります。</p> <p>実際、心の教室とか、利用している方は利用されているのですけれども、利用できない方もたくさんおられるので、ひきこもり状態の子どもと家族が対象に当たっているのであれば、小・中の子たちもフォローする。対象に当たってもいいのかなという、個人的な意見です。なぜ15歳からにしているかというのを聞きたいところではあります。</p>
栗村委員	<p>お答えいただけますか。</p>
飯田会長	

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>計画の対象年齢を15歳からとしているところですが、おっしゃっていただいたとおり、義務教育期間は小学校、中学校で、不登校の対応をしていただいているところでございます。</p> <p>また、枚方市の他の計画で、「子ども・子育て支援事業計画」というのがございまして、そちらで小学校、中学校の不登校に対する支援について記載させていただいております。</p> <p>教育委員会では、「教育振興基本計画」というのがございまして、そちらのほうでももちろん様々な小学校、中学校での課題を含めまして、不登校に対する支援について記載させていただいております。</p> <p>どうしても、この義務教育期間以降というのが、なかなか行政の手が及ばないところで、15歳以降の義務教育終了後の不登校、ひきこもり、ニートといった部分をカバーしていくというのがこの計画で、義務教育機関における不登校については他の計画でカバーをしています。この計画では、なかなか手の及ばない義務教育終了後の高校生年齢、15歳からというところを対象にしているところでございます。</p> <p>対象年齢は15歳からなのですけれども、もちろん不登校がきっかけでひきこもりになっていくという方もたくさんおられますので、この計画には、ひきこもりの未然予防としての不登校対策といった項目も設けておりまして、そちらに小学校や中学校への不登校の対応も記載させていただいております。</p>
栗村委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
飯田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにも御質問、御意見はございますでしょうか。</p> <p>はい、お願いいたします。</p>
平岡委員	<p>今のところで、高校の立場からの意見ですが、生徒が高校に在籍していると、生徒たちがどのように困っているとか把握できるので支援ができるのです。私自身も今は枚方高校におりますけれども、その前は定時制の高校の校長をしております、その経験から、生徒が在籍していれば学校が支援できますが、中退してしまったりすると、行政の手が及ばなくなってしまいます。ですので、本当に15歳以上というのは、何も所属がなくなってしまうと、なかなかサポートができません。保護者の方が行政に助けを求められたらいい</p>

<p>飯田会長</p>	<p>のですけれど、どうしてもひきこもりを表に出さないというか、どうしていいか分からないということも多く、15歳以上というのは対象として大事です。それから、今、高校が非常に多様化してきて、例えば通信制の高校などでは、なかなかその生徒指導の面までは指導が難しいのではないかと、また私立では行政との関りはどうなのか、なかなか把握しづらいように思います。様々な観点から、やはり15歳以上のところに焦点を合わせるというのは合理的かなというふうに、お話を伺って思ったところです。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>所属がない子への支援というのは、本当に課題ですよ。</p> <p>他に、御意見いかがでしょうか。</p> <p>それでは順番に、お願いします。</p>
<p>荒委員</p>	<p>民生委員・児童委員をしていますが、ひきこもり、不登校、こういうことについては、なかなか民生委員活動でも分からない部分で、学校のほうから情報をいただいたりとか、地域の方から情報をいただいたり、そういうことで問題があったらお手伝いさせていただいていますが、そういう問題がある家庭、保護者の方、そういう家庭の事情がどうなってるかということです。例えば、一人親であったり、ネグレクト、育児放棄的なところがあったりするのかわるか、そういうところまでも突っ込んで、こういう問題も考えていただきたいと思っております。</p> <p>ある家庭では、中学を卒業して専門学校に行ってるのですが、その子が小さい頃から見させてもらっています。そのお母さんが全くもう子どもについて無関心というか、育児放棄的なことで、自治会にも入りません。中学校時代には、警察にお世話になって、現在は、保護司さんにフォローしていただいているという状況なのですが、そういう家庭の事情が、どれくらい行政として把握されてるのか、これも難しいと思うんですが、その辺もちょっと突っ込んで、考えていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。</p>
<p>飯田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>不登校問題、ひきこもり問題の背景に、その家庭の問題ということがすごく影響してるんじゃないかということの御指摘ですよ。その辺りも意識して書いていただくといいのではないかと御意見をいただいたのだと思います。</p> <p>渡辺副会長、どうぞ。</p>

渡辺副会長

今、お話聞いてまして、私も保護司を9年間やっております。それ以外にも経歴だけはあるので、中身はともあれ、いろいろなことを経験しております。小・中・高と全て経験しております、それ以外にも、府の青少年課のほうでも、5年前までサポートセンターに4年間おりましたので、いろんなことを組み合わせて、重ねて考えるというふうなことを今しています。

1つ質問したいのですけれども、不登校、ひきこもりの人数というか、割合なんですけれども、これは小学校、中学校は、これはもう義務教育で決まっていますよね。高等学校は義務教育ではないんです。小・中・高の先生方は、本当にもう一生懸命、いろんな批判もありながら、一生懸命されていると思うんです。そういった中で、公立高校の人数というのは、例えば退学をした場合、どうなるのか。あと、もっと極端なのは、私立の高等学校です。私も4年間、私立高等学校の副校長でございましたけれども、4年間の中で、私がびっくりしたのは、やはり私立の学校では、いわゆる不登校の生徒の面倒を見ているという組織は、ほとんどの学校でそんなにないのです。あってもあまり活動していません。そういう状況があります。実際に、大阪府下でも、4割弱の中学卒業生が私立の高等学校に行きます。公立は6割強ですね。それだけたくさんの私立の高等学校に行ってるにもかかわらず、そこで不登校になれば、ひきこもりになれば、どうやったらいいのか。退学しかないんです。小・中学校は退学させることはできません。でも、高等学校は、本当によく退学していきます。そういった子どもたちはどこへ行くのか。今、人気があるのは通信制単位制の高等学校で、結構あります。じゃあ一体そこで何をしているのかということもね、大きな問題や課題として、これから浮き彫りにしていけないといけないと思います。そうしないと、この資料そのものが、中身そのものが薄くなっていくのじゃないかなという気はします。すみません、ちょっと厳しいことを言いました。

先ほどおっしゃいました、やはり家庭の問題ですね。しかも小・中学校の段階で、早い段階でそういう関わる人、保護者等がきちっと向き合って、前向きに相談機関も含めて、大きなところから改革をしていかないと、これはもう年齢が上がってからはもう、いけばいくほど、もうどうしようもなくなってしまうという状況が心配です。

飯田会長

事務局に答えていただく必要はありますか。御意見としていただ

<p>渡辺委員</p>	<p>いておくということですか。</p> <p>先ほど言いましたように、私立の、あるいは公立でも含めて、高等学校の退学者は一体どういうふうな進路をたどっていくのかというところだけね、きちっと整理しておかないといけないと思うんです。その辺のところをよろしくお願ひしたいです。</p>
<p>飯田会長</p>	<p>はい、どうぞ。お願ひいたします。</p>
<p>池田委員</p>	<p>先ほど副会長がおっしゃられた退学者ですね。我々はフリーター対策であるとか、ニートの対策というのは、従来からテーマとしての一つではあるのですが、その中で離学者、つまり退学した方ですよ。その離学者支援を本当にどうやっていくのか、いろいろと模索しているような状況です。</p> <p>ひとつは、個々のニーズや、様態が全く違いますので、職業適性検査、興味検査等のハードルが低いものを、ちょっと面白いテストがありますよと言った案内をしたりします。また、職業訓練がありますが、中でも割と取り組みやすい求職者支援訓練というものもあります。Web でほとんど完結するような、そういうコースもあります。高校にお願いして、辞められる際に、これを必ず渡してくださいということで、その離学者支援の情報をまとめたものを渡していただくということも行いました。ただ、課題としては、それに基づいて反応があるかと言えばあまりない。</p> <p>ですので、今回、アウトリーチということで、プッシュ型でされるということなので、割とこういうことなら興味を持っていただけるなみたいな、そういった情報を、いい機会なので入れて発信していくというようなものを計画の中で考えていくのはどうかと思いました。</p>
<p>飯田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>やはり離学、学校を離れるときの支援を何かできると予防にもなるのではないかとこのところですね。</p>
<p>池田委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>飯田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>活発に御議論いただいているところなんですけれども、どうして</p>

	<p>も今もう少し言っておきたいということがおありでしたら、それで一旦と思うのですが、いかがでしょうか。</p> <p>今、貴重な御意見をいただいて、その家庭という視点であったりとか、学校を離れるときの支援であったりとか、やっぱり私も臨床心理士、公認心理師をしていると、そういうカウンセリングをしております、中学校の全欠というのは、いわゆる状況としてはひきこもりと同じだなとずっと思っていましたので、その全欠のような状態で学校を卒業するときには、福祉に必ずつながらなければいけないと思っていたのですけれども、福祉であったりとか、ハローワークであったりとかっていう、どこにどうつなげるかというのは、学校を辞めるときっていうのを今、また貴重な視点だなというふうに思いながら伺わせていただきました。ありがとうございます。</p> <p>では、案件（２）の「ひきこもり・不登校等に関するアンケートの調査について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p> <p>(資料3及び4に基づき説明)</p>
飯田会長	<p>このアンケートの内容などにつきまして、御意見、御質問などがありましたら、御意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。</p> <p>今回の家族会のアンケートは事前に各委員へ郵送して下さっているのででしょうか。</p>
事務局	<p>各委員へは事前に郵送し、ご確認いただいています。家族会へはこれから郵送ですので、御意見はまだ反映できる状態です。7月になってから発送させていただきます。</p> <p>まだ送っていないので、何かお気づきの点があれば、御意見いただけたらと思います。</p>
飯田会長	<p>はい。委員には一度見ていただいていると思いますので、御意見、御質問、この項目はちょっとこの文言がというようなことが、もしおありでしたら、教えていただけたらと思います。</p> <p>これでよいのではないかということも含めて、御意見を伺います。</p> <p>今まだ御意見、御発言いただいていた方が少しお伺いしてみたいと思いますが、川元委員は何か御意見ございますか。</p>
川元委員	<p>いや、意見というよりも確認ですが、これはひきこもりの家族会</p>

事務局	<p>に入っておられる御家族にアンケートをするということですか。</p> <p>はい。</p>
川元委員	<p>ということは、既にある意味、管轄というか、ある程度分かっている方へのアンケートですよね。それしか仕方ないと思うのだけれど、これから起こりそうな人ではなく、要は既に管轄されてる御家族に対するアンケートということですね。</p>
事務局	<p>もう既に相談機関につながっている方、家族会に入られている方です。</p>
飯田会長	<p>資料4につきましては、家族会に送らせていただく資料で、こちらの参考資料3が当事者の方の調査ということですよ。当事者の方へのアンケートというのは、前回にはなかったものかと思えます。そういう意味で、少しその当時者の意見を拾おうという試みなのかなというふうに思いながら伺っていたのですけれど、そのアンケートを取れるという時点で、ある程度支援が進んでいる方の意見にはなるのじゃないかというような御意見だったと思うのですけれど。それを加味して分析するということになるということですよ。ありがとうございます。</p> <p>野澤委員、何か御意見ございますか。</p>
野澤委員	<p>私の所属する団体が訪問型の子育て支援もやっている団体なのですが、アンケートにコロナのことも出ていましたけれども、ある家族が高校生、中学生と父母の4人家族なのですが、高校生の子が3月の終わりにコロナの陽性ということで、家族が2週間の自宅待機になりました。下の子は2週間自宅待機の間ちょうど入学式が挟まって、その後1週間、学校に行けなかったのです。すると登校した時には、クラスが全部グループ分けみたいに、お友達ができ上がってて、それで孤立してしまって学校に行けなくなったのです。たまたまお母さんが、こんなことで学校に行っていないのよってというふうなことでおっしゃって、それでじゃあうちにちょっと遊びに来るか聞いて、その子をうちに呼んで、それで様子を聞きました。仲の良かった子とはすれ違いみたいになって全然しゃべることもできないし、クラスではもうみんな仲よしのグループができていて、あまり行きたくないと言います。その子は小学校の小さいときから習い事も頑張ってたのですけれども、それも行けなく</p>

	<p>なってしまって、現在は不登校状態になってしまっています。</p> <p>その子自身は明るい子で、性格もすごく素直でいい子なのですよね。だから、あなたはもうそのままのあなたでいいのよ、大好きよっていうことを言ってあげました。また来てもいいかと聞くので、いいよって言うてるのですけれど、結局、なかなかこちらのほうに足は向かなくなって、5月の終わりまでは行ってたんですけど、6月から、ちょっと学校にも行けていないし、本当に気の毒で、コロナのために、本当に気の毒な、家族全体がお気の毒な状態になってしまってるって、そういう事例もございます。</p>
飯田会長	<p>やはりこの時期ですので、コロナの影響もきっとかなりあるだろうということを、実体験の中から御意見としていただいているということですね。</p>
野澤委員	<p>みんなが学校に行けていないのですね。行事があるときに1回行って見たらっていうようなことを言っていたのですが、それには行ったけれども、もう駄目だったっていうことを言っていました。</p>
飯田会長	<p>そういうふうに、今回はそのコロナのこともちょっと多分にいろいろ出てくると思うので、その辺もすごく意識して分析する必要があるかもしれないということで、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。</p> <p>では、一言、長谷川委員、お願いいたします。</p>
長谷川委員	<p>警察がひきこもりとか不登校だけで把握することはなかなかなく、それが犯罪につながったりという時になるのですけれど、どうしても警察は一時的な対応になってしまいます。そのときに場合によっては児童相談所に通報したり、有犯性があれば鑑別所に送致したりということになるのですけれど、当然家族に引き渡して、それで完結という場合もありますが、いわゆる家族に引き渡して終わり、ただひきこもりや不登校、不登校であれば学校とかもありますが、15歳以上の方でひきこもりっていうのを把握したら、どこかに情報提供をしたらいいのでしょうか。するのであれば、どこにすればいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>ひきこもりというのは、通告みたいな形で、必ず連絡をいただくというところまではありません。いわゆる虐待の通告とは違いますが、ひきこもりの方はやはりその孤立されてるところ</p>

	<p>はあるかと思います。相談窓口としては、子どもの育ち見守り室の中に、「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」というのが相談先としてありますので、そういうところのご紹介をいただければと思います。ひきこもりだけでは通告という形ではないので、よろしくをお願いします。</p>
長谷川委員	<p>保護者の方に教示するぐらいで、どこかにこういうひきこもりの方がいてましたよというのは特には必要はありませんか。</p>
事務局	<p>そうですね。少しでも虐待とかそういう要素があるとか、ネグレクト的な要素があるようでしたら言っていただければと思います。</p>
長谷川委員	<p>分かりました。</p>
飯田会長	<p>困っておられる保護者の方がいらしたらつないでいただけたら、それはとてもありがたいということですね。ありがとうございます。</p> <p>平井委員、何かございますか。</p>
平井委員	<p>そうですね。やはり関係機関の連携とか、いろんな団体とか協議会とか関わりがあると思うのですけれど、そことの協調的な連携というのが大事だと思います。</p> <p>情報交換などを今後大事にしていけたらなと思います。</p>
飯田会長	<p>いろんな機関が連携してということが非常に大事だということですね。ありがとうございます。</p> <p>では、山中委員、何かございますか。</p>
山中委員	<p>同じような意見になるかと思いますが、やはり家庭のことという話がありました。小学校から不登校気味な子はやはりいます。話を進めるためには、保護者の方と話を進めないといけないのですが、保護者が困っていないと話には前に進みません。そういう意味では、学校として、やはり限界を感じるころがあるので、いろんな専門機関であるとか、地域であるとか、民生委員さんと、連携して考えていかないと、なかなか前へ進まないことが多々ありますので、連携って必要だなと非常に感じます。</p>
飯田会長	<p>山本委員、何かございますか。</p>

山本委員	<p>いろいろなアンケートが学校にも来ますが、量が多過ぎてね、答えられないのです。文章が読めないという人もいて、実は課題はそこにあるのですよ。これに答えられる人はいいのです。答えられない人が基本的にやはり置いていかれているというところにあるのじゃないかなと思うのです。</p> <p>親に聞くということですが、実は課題が親にある場合もあります。私は、ちょっとある映画を見たのですけれどね。親に課題があって、本人はその思いが伝わらないっていうところもあったりするので、やっぱりアウトリーチされるのであれば、ちょっと面倒くさいのですが、それはやっぱり直接聞き取ってするとか、何らかの形で、やはり直接アプローチして聞くっていうことを、できたら対面で聞くってのが一番かなと思います。そうじゃないと、アンケートから何を読み取るのか、ちょっとよく分からなくて、たくさんあってですね、これもざっと見ても、20分って書いていますが、細かく見ていくと私でもしんどいなと思います。ちょっと否定的で申し訳ないですけど、そういうふうに思います。</p>
飯田会長	<p>当時者の方のアンケートは、通われてる方であれば、一緒にやっていただくような感じでしょうか。そういう配慮も必要なのかなということですが。</p>
事務局	<p>参考資料3の当事者の方へのアンケートは、御本人にやっていただくというのが基本ですが、山本委員からもおっしゃっていただいたように、直接聞き取りでできる部分というのは丁寧にしていきたいと思っています。少しアンケートが苦手な方がおられたら聞き取りで、また一人一人の状況を丁寧に聞きしていきたいと思っています。</p>
飯田会長	<p>前の計画を見ましたが、御本人のアンケートは新たに始めるところだと思いますので、本当に少しでも当事者の意見を拾おうということで、まず拾えるところで、通われている方を対象としているのかとは思いますが、共通して出た御意見としては、今後、その支援に乗っている人、答えられる人じゃなくて、そこからもこぼれてる人をどうやって見ていくのかという御意見はあったと思います。その辺りも視野に入れて、計画全体を考えていくとよいのではないかと、というところが共通した御意見だったかと思います。ありがとうございます。</p>

<p>委員</p>	<p>貴重な御意見をいろいろいただきましたが、ほかにございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。</p> <p>また、今浮かばなくても、何か帰ってみて考えて、これはどのような修正意見とかがございましたら、事務局のほうに御連絡いただきましたら、アンケートの最終案ということに反映させていただけるものがあるかと思います。最終的には、会長である私と事務局のほうで相談して確定させていただくというような形で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
<p>飯田委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>「家庭」というキーワードであったり、「離学者」というキーワードであったり、「支援から漏れている人への支援」というようなところであったり、いろんなキーワードをいただきました。</p> <p>今後の進め方としましては、まずは事務局において、今日の皆様の御意見を整理していただいて、次回の協議会において、またその意見を反映させた上で、踏まえた上で、引き続き、計画改定に向けて、本年度いろいろと御意見をいただけてまいりたいと考えていますけれども、そのような進め方で問題ありませんでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。では、御了承いただいたということで、今後も、委員の皆様から、引き続き御意見をいただいて、審議を進めていきたいと思っておりますので、皆様、ぜひ御協力、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、案件としては、「その他」という部分があるんですけども、事務局から何かありますでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>本日の資料等につきまして、御不明な点等がございましたら、恐れ入りますが、7月5日火曜日までに、メールや電話などによりまして、事務局、子ども青少年政策課のほうまで御連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、アンケート(案)に対する意見につきましては、飯田会長と相談させていただきまして、アンケートを確定した後に、皆様に送付した上でアンケートを実施してまいります。</p> <p>また、本日配付いたしました資料につきましては、引き続きの御審議に御利用いただくため、机の上にそのままにしておいていただけましたら、バインダーのほうに保管し、次回の会議のときに机の上に置かせていただきます。また、資料を持ち帰られる場合は、封</p>

飯田会長	<p>筒を御用意しておりますので、事務局のほうまでお申しつけください。</p> <p>また、本日の資料につきましては、速やかにホームページで公表する予定としておりますが、会議録につきましては、事務局で案を作成した後、皆様にメール、または郵送でお送りさせていただきます。皆様に御確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、次回の審議会の日程は、9月中旬で調整させていただきたいと考えております。机の上に日程表を置いてございますので、御記入いただくか、お持ち帰りいただき、後日回答をいただけましたらと考えてございます。日程につきましては、決まり次第、改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、本日は、これもちまして、令和4年度第1回の青少年問題協議会を終了いたしたいと思っております。</p> <p>皆様、本日はありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
------	---